

一般 困難に直面する女性支援

渡辺 修 (みどり21)



厚生労働省は4月に女性支援室を新設し、困難女性支援法(正式名称・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律)も令和6年4月に施行されることになっている。首都圏とは事情が違うが菊川市内において困難に直面する女性の問題について質問する。

◎ 菊川市内において困難に直面している女性の状況をどの様に把握しているか。

Ⓐ 福祉課や地域支援課などの窓口に来所や電話等で寄せられた相談や、警察署などの関係機関からの情報提供により把握している。

◎ 困難女性支援法では自治体に困難に直面する女性へ支援を義務づけているが菊川市の支援状況はどのようなになっているか。また支援する女性の対象は国籍を問わずとなっているか。外国籍人口の多い菊川市ではどのように対応しているか。

Ⓐ 所管する課が中心となり、経済的支援や一時避難の実施などの問題解決に向けた支援を行っている。外国籍の女性への支援については、通訳者や翻訳機などを活用し対応している。

◎ 困難女性支援法ではNPOほか民間団体を活用するように定められている。菊川市及び近隣で民間の女性支援団体は存在しているか。

Ⓐ 本市において支援する民間団体はないが、県内には幾つかの民間団体が点在することは把握している。

他に「人・農地プランと荒廃農地・地域環境」について質問しました。



一般 不登校対策について その2

横山 陽仁(至誠の絆)



ますます増える不登校児童生徒への行政としての対応について、また、多様化する社会の変化に合わせた不登校児童生徒の見守りについて質問を行った。

ために、いろいろな機関、部署と連携・情報共有をして、引き続き丁寧に、こども中心を忘れず、対応していく。

◎ ここ3年間の不登校の人数は。
Ⓐ 小学校は令和2年度20人、令和3年度30人、令和4年12月末時点で31人。中学校は2年度53人、3年度63人、令和4年12月末で78人である。

◎ 去年の不登校生徒の進学進路は。
Ⓐ 通信制の高校や定時制の高校、専門学校、中には公立高校へ入学した生徒もいる。

保護者とも進路について丁寧に相談しており、社会と自分をシャットアウトしている子はいない。

◎ ボランティアやNPOとの関係は。
Ⓐ こどもを中心に考えていくという発想が大事になってくる。

いろいろな継続支援を行っていく

◎ 不登校、引きこもり、家庭内暴力、ヤングケアラー、貧困、虐待はじめ、様々な部署に分かれて応援課の中に指導的な役割を持たせることが必要と考えるがどうか。
Ⓐ こども未来部では児童に関する相談を家庭相談室で受けて、福祉や医療、学校などにつないでいる。様々な部署と連携を一層密にして取り組んでいく。

